

静岡県選挙管理委員会告示第30号

森町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる公営施設として指定した次の施設に次のとおり変更があった旨報告があった。

令和5年6月16日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

	名 称	収容人数	所 在 地	種 別	拡声機設備の有無
新	森町総合体育館	3,000人	森町森92番地の8	競技場	有
旧	森町総合体育館	3,000人	森町森92番地の2	競技場	有